

## 平成29年白浜町議会第1回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成29年3月10日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成29年3月10日 10時01分

1. 閉 議 平成29年3月10日 13時36分

1. 延 会 平成29年3月10日 13時36分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務局 査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	田 井	郁 也
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広
民生課長	三 栖	健 次	住 民 保 健 課 長	廣 畑	康 雄

生活環境課長	玉置	孔一	観光課長	愛須	康德
建設課長	坂本	規生	上下水道課長	濱口	伊佐夫
会計管理者	中本	敏也	消防長	大江	康広
教育委員会					
教育次長	寺脇	孝男	総務課課長	久保	道典
総務課副課長	小川	敦司			

## 1. 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第5号  | 町道路線の廃止について   |
| 日程第2  | 議案第6号  | 白浜町個人情報保護条例及び白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3  | 議案第7号  | 白浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第4  | 議案第8号  | 白浜町職員団体の登録に関する条例を廃止する条例について   |
| 日程第5  | 議案第9号  | 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第6  | 議案第10号 | 白浜町税条例及び白浜町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第7  | 議案第11号 | 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第8  | 議案第12号 | 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第9  | 議案第13号 | 白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第10 | 議案第14号 | 白浜町都市公園条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第11 | 議案第15号 | 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の制定について   |
| 日程第12 | 議案第16号 | 白浜町古賀浦地区地区計画及び千畳敷三段地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について                                 |
| 日程第13 | 議案第17号 | 平成28年度白浜町一般会計補正予算（第6号）議定について  |
| 日程第14 | 議案第18号 | 平成28年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）議定について  |
| 日程第15 | 議案第19号 | 平成28年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定について  |
| 日程第16 | 議案第20号 | 平成28年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について  |
| 日程第17 | 議案第32号 | 西牟婁郡公平委員会規約の廃止に関する協議について  |

日程第18 議案第33号 和歌山県と白浜町の公平委員会に関する事務の委託に関する協議について

追加日程第19 議案第34号 公有水面の埋立てに対する意見について

## 1. 会議に付した事件

日程第1から日程第16・追加日程第19

## 1. 会議の経過

### ○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第1回定例会4日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

### ○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名です。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

本日休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

本日延会後に全員協議会の開催を予定していますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

### ○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

---

## (1) 日程第1 議案第5号 町道路線の廃止について

### ○議 長

日程第1 議案第5号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

### ○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

### ○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

### ○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

(2) 日程第2 議案第6号 白浜町個人情報保護条例及び白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第2 議案第6号 白浜町個人情報保護条例及び白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

この条例の改正についてお尋ねいたします。今までよりも個人情報を利用できると、拡大していくということだと認識しておるんですが、この情報漏えい防止について、現場でのセキュリティネットといいますか、取り組みといいますか、そうしたことについてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

今回提案させていただいてございますこの関係につきましては、議員ご承知のとおりだと思うんですけども、白浜町におきましても法定事務的な部分、いわゆる住基情報とかそういうマイナンバーに関係する国で定められている部分と、あと拡大して市町村の条例で定めて使える部分、いわゆる保育園の関係であったり、子どもの医療費の関係であったり、ひとり親、老人医療費の部分にも拡大していくということになります。実質は7月頃から情報連携が始まるということになりますけども、その前段として情報を連携するために、これをつくってテスト的に運用をかけていくということになってきます。ただ、すべてではなくて、白浜町の条例の中でも国の審査会のほうで定められた部分のみを拡大していくということになります。これまでも、セキュリティの関係ですけれども、これにつきましては国の指標に基づきまして、これも白浜町だけではないんですけども、我々の基幹システムといいますか、住民情報であったり、そういう住民の情報をまとめたシステム、そちらのセキュリティについては国の指標に基づきまして、セキュリティを万全にできるように改善をして予算化をさせていただいて、現在のところその部分については一定の改善を行っておると。これ以上の国からのセキュリティの強化というのは今のところ求められてございませんので、そういう

ことがのちのち出てくれば、これ以上強化していくということになるかと思えますけれども、これは白浜町だけでなく、関連する企業と連協しているほかの自治体も同じようなセキュリティ強化を図っているという状況でございます。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

今、総務課長の答弁になりましたけれども、最近役場に来ますと、受付であるとか窓口、すりガラスの申請受付のポジションがそうなされています。そういったことはいいことだなと思うんですけども、やはり個人番号をつけて、この漏えいについて、国がするんだから、仮に漏えいが起こったときとか、そういった責任という、法律で責任ないと言われればそうかもわからんですけども、そうしたことが危惧されるわけです。以前言うたかどうか忘れましたが、危惧されるのは今まで諸外国でこうした取り組みをされておる。破綻したところもあるわけですね、隣の国なんかはそういうことを聞いておるんですけども。このシステムで個人番号をつけて管理をしていく、もちろん情報漏えいでもそうですし、管理をされていくというか、個人が公に管理をされていく。そうしたことについてすごく危惧するわけでありまして。そうした点について再度答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘の、例えば情報、データが破壊されるということに対してのセキュリティ部分というのは国でもすごく技術的にきていますので、その辺は大分緩和されてきているのかなと思います。技術、ブロックチェーンという技術も進んできております。ただ、漏えいになりますと、データが流出しますと個人情報が出るという部分につきましては、当然セキュリティをかけていくわけですけども、議員ご指摘のように、新たな漏えい方法、これは後追い後追いになる部分が出てきておりますけれども、これについては閉鎖領域の中でしておりますから、役場の中でも線が繋がっておりませんし、ただ画面を見て情報が流れるというのは人的な部分になりますけれども、データ自身が流出するという話になれば、データを抜き取らない限り、町から流出するというのはなかなかないんだろうと思います。ただ、全国的な閉鎖領域の中に、大きなハッカーであったり、そうしたものが入ってくるとということにつきましては、国の指針に基づいてすべてセキュリティをかけているので、これを突破されると情報が漏えいするのではないかというご質問だと思っておりますけれども、我々こうした自治体でそこまでの想定以上のセキュリティは考えにくい部分があるので、できる範囲で、指導の下で確実に抜かりのないようにしているというのが状況でございます。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

関連してですけども、気がついたことなんですけど、今各課の中で受付カウンターの中、職員が仕事している中、また課長、副課長の前まで一般の町民が入って、特に私が気がついたのは職員のOBの方が中をうろろしている。これはちょっとやめさすべきではないかなと。ここで以前に問題ありましたね、保呂の問題。課長の机に赤線引いたとかの問題。こういう

ことが起こりえるんですね。だから、そこら辺のところ、職員以外、一般の町民が用事があるときにはOBであろうが何であろうが、職員の前の机まで行かすということは、これは今後やめさせるべきではないか。我々も議員としてもその中に入っていくというのはやっぱり机の上まで見られるという位置まで呼び込むということは私は気をつけなければならないんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどうですか。緩いことはないですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

最近そうしたことで研修を実施したところでございます。古久保議員ご指摘の部分についても、研修の中でございました。当然、そういうこと、100パーセント実施するということが目標になってきますけども、役場の建ち方といいますか、カウンター形式ですべてまかなえる部分とそうじゃない部分がありますので、そうした部分については当然中に入らないようにできるような、例えば相談のスペースが担当の前にあるとか、そういう設備ができれば確実にできるんでしょうけども、そういうのを十分注意しながら情報が漏れないように、当然断るべきところは断って、中に入ってこないような形をできる範囲の中でやっていくということにしております。なかなか、例えば、町内会長さんが来られているんなお話がありますけども、お話するようなスペースを各課でつくれてませんので、それがカウンターの外につくれておれば、そこでお話できるんですけども、まあまあというお話になってきたときに、なかなかお断りしづらい部分もありますけども、情報は漏れないように、それはきちりしていかなければ、今後継続的に改善できる部分は改善していくということにしておりますので、ご理解をお願いします。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

私はいわゆるマイナンバー法案の条例の改正条例について反対をいたします。

もちろん国が責任をもつということでありましてけれども、そうした中で個人の情報が管理されていく、悪用されるという危惧がやはりあります。こうした中で、今までもそうした町の個人情報、税であるとか保育園の入園の所得の照会、そうしたことは今までのシステムの中できちんとやっていけると。今までもやってきたし、これからもやっていけるといふふうに思います。そうしたセキュリティをきちんと防止していくことをしていけば、国のいわゆるマイナンバーの法律に基づいた条例の改正については必要ないんじゃないかなというふうに思われるわけでありまして。

従って、いわゆるマイナンバーからの町の条例に反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

議案第6号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

(3) 日程第3 議案第7号 白浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議 長

日程第3 議案第7号 白浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正  
する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

(4) 日程第4 議案第8号 白浜町職員団体の登録に関する条例を廃止する条例について

○議 長

日程第4 議案第8号 白浜町職員団体の登録に関する条例を廃止する条例についてを議  
題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

(5) 日程第5 議案第9号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第9号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

(6) 日程第6 議案第10号 白浜町税条例及び白浜町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議 長



日程第6 議案第10号 白浜町税条例及び白浜町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

(7) 日程第7 議案第11号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第11号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第12号 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第12号 白浜町共同作業場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

参考資料29ページ、新旧対照表。しらとり整毛共同作業場については現行、改正後ということで、これはなくなっているのでもいいんですが、関連になるんですが、農業共同作業場、十区渕135番地についてはこれでいいのかなど。逸れますけれども、これはまだ条例上あるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この作業場は現在もごございます。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

場所は十区渕135番地やけども、どのあたりですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この施設につきましては、もともと幼稚園の前に倉庫があったと思うんですが、あのところですよ。それで、先般、幼稚園の開設に伴いまして移転をされまして、平間神社の山のところ、前の町営住宅があったあたりに移転してございます。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

地番はこのままでいいんですか。その辺関連で申し訳ないんですが。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この地番で大丈夫です。確か条例改正をしました。

○議 長

11番 南君

○11 番

同じく参考資料29ページの改正後ということで、要はここに名前が上がってますけども、全部稼動しているわけですね。その点、ちょっとお聞きします。使っていないところはあるんですか。

○議 長  
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま南議員よりご質問いただきました。今回の整毛工場は目的が変わるということで一旦条例で廃止ということになります。残っている部分につきましても稼働中のものもあれば休止中のものもあり、その休止中についても目的外で使用したい等々のことでは現在ありませんので、条例上は作業場として残っているところです。

○議 長  
11番 南君

○11 番

そしたら、具体的というかに実質的の休止というのはどこがあるんですか。

○議 長  
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

稼働中のほうの数が少ないので、稼働中のほうで言わせていただきます。

改正後で2段目の内ノ川蒲鉾共同作業場、そして中段のしらとり鶏肉加工共同作業場、内ノ川蒲鉾共同作業場、そして一番下の2段の大古30番地と20番地になっている白浜町菓子加工共同作業場と白浜町スナック菓子製造共同作業場が稼働中でありま。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

あと、観光課の所管と農林水産課の所管がこの条例にわたってございますので、農林水産課の所管の分につきましては私のほうから。

同じように稼働しているのが、上から4つ目の肉牛飼育共同作業場は現在飼育はされていないんですが、使用者の方が引き続き使っているという状況でございます。それから、猪豚飼育共同作業場につきましては、先般全員協議会で説明させていただきましたように、現在休止中なんですけども、4月から農作物の共同作業場という格好で使用できる見込みで現在作業を進めてございます。それから、一番上の農業共同作業場につきましては使用されてございます。

○議 長  
8番 三倉君

○8 番

聞き逃しであったかもわからないんですけども、理由については廃止に伴うということで、廃止後の利用はどのように家屋そのもの、施設そのもの対応していく予定でしょうか。

○議 長  
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

28年第4回定例会で予算を補正させていただいた件に関連するんですが、一旦平間区のほうからこの整毛作業場を利用したいという要望がありまして、担当の観光課としましてもこの整毛作業場は昭和58年から平成7年までの稼働で、そのあとは休止状態でありました。

地元要望に応える形で昨年12月に補正予算を付けさせていただき、外壁、屋根等の塗り替えをしております。今後の利用につきましては、地元の方々の憩いの場、また、とんだ幼稚園、児童館等に町内各地から来られる方もおられますので、そういう方も利用できるような地域の憩いの場ということで使いたいということを知っているところです。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### (9) 日程第9 議案第13号 白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第13号 白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

以前聞いたかもわからないですけども、崎の湯の改定はあるんですね。そこでお尋ねします。以前、いろんなこと、入浴料がどんなになったかということでありました。その後改善をされて、銀行に預け入れに行くということがあったと思うんですけども、やはり思うんですけども、そうした中で、改定については崎の湯はよそからの人が多いということをお聞きしてはいますが、やはり地元の住民の方が利用されることも、ほかの風呂も今後この改定にかかるお風呂があると思うんですが、地元の人も行けるような65歳以上ではなしに、優待券で入られる方もおるとお思いますけれども、それでなくても仕事終わって利用される方とか地元の住民の方にも入ってもらおうということからして、料金の値上げについて、安易にでなしに、もうちょっと経営の努力とかそういった点についてはどうでしょうか。どのようにされていくのか。その前に世間を騒がせたことがあったんですけども、その後の改善はどのようにしておられるのかということについてお願いしたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外(観光課長)

ただいま廣畑議員より入浴料の見直しと以前に起こった盗難事件についてのご質問をいただきましたと思います。

まず、議員からありましたとおり、今は夜間金庫を利用してお風呂にお金を置かないようなことを徹底しております。そして、従業員、浴場の職員のほうにも、まず崎の湯については、町民が入る牟婁の湯、そして白良湯とは違いますので、お客様へのサービスとして観光客に対応しがちなんですが、そのときにも面倒くさいかもわかりませんが、お客様のほうに直接チケットを買っていただくように説明をさせていただきまして、従業員がお客様からお金を預かることがないような徹底をしているところです。もちろん、お客様に対してのおもてなしかもわかりませんが、議員が心配されるようにいろんなことを思われる方もおりましたので、ご面倒でも利用者が現金を券売機に入れてという対応をしておりますので、ここ最近につきましてはきちんとした対応ができておると思います。

そして、入浴料の見直しについても、今回は崎の湯と白良浜露天風呂しらすな、そして牟婁の湯、白良湯の回数券の見直しになっております。確かに地元の方々が利用する部分については担当課としましても、値上げということはしていない、回数券については余りにも率が安価すぎるということは過去からのご指摘等もありましたので、今回は回数券のみの改定にさせていただいております。あと、白良浜浴場のしらすなと崎の湯については全員協議会でもご説明させていただいたとおり、もちろん地元の方の利用も少なからずあると思いますが、観光施設としての利用度が高いということもありますので、この2カ所についての値上げを今回させていただいたところでありませう。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。反対討論です。

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

私はこの入浴料金の値上げ、条例の改定については反対をいたします。

やはり、町民の皆さんにも安価で、そして気持ちよく入っていただくということから、今のご時世、家に風呂がない方、あるいは風呂があっても温泉に入浴できるということのない方にとっては、今までの料金で入浴できるというのは大変ありがたいことなので、そうした意味で、この料金の値上げについては反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

議案第13号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

(10) 日程第10 議案第14号 白浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第14号 白浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

(11) 日程第11 議案第15号 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の制定について

○議 長

日程第11 議案第15号 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

11番 南君

○11 番

参考資料41ページなんですけども、制定の内容の遊泳時間、午前9時から午後5時。これ、7月1日から8月31日までといたら当然真夏です。5時というのが引かかってくるんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

今、南議員からご質問いただきました。この条例の名前にあるとおり、安全で快適な海水浴場の確保ということを考えますと、この午前9時から午後5時までというのが、ライフセーバー、監視員、そして警備員等の置ける時間となっておりますので、今までは特に遊泳時間を何時から何時と決めていませんでしたが、今回この条例を制定させていただくにあたり、遊泳時間についても監視員、警備員がいる時間と同じ時間に定めさせていただいたところです。

○議長

13番 楠本君

○13番

条例の改正の趣旨については賛成するわけなんですけれども、実際に利用するにあたって、管理をされる方々、利用者の方々とのトラブルの心配をするわけなんです。掲示をするということもひとつの方法であろうと思うんですけれども、やはりはみ出た行為をする人があるかもしれない場合の措置も含めて、関係者が悩ましいことになるのではないかという不安もあります。この点について、7月からはライフセーバーもいますけれども、監視体制の方向について考えがあればお聞かせ願いたい。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

楠本議員ご指摘のとおり、条例をつくるだけでなく、あときちんとした利用というか活用していただくということが大切になってくると思います。もちろん町の責務の部分もありますので、この海水浴場期間については先ほど申しあげました監視員、そして警備員が中心となって、この条例の中で禁止されているような行為が起こった場合にはきちんと対応していただくこと。そしてまた、海水浴場シーズンは観光協会もたくさんのバイトを雇っていますので、その方々にも観光協会と連携しながら、違反行為、禁止行為があれば、ライフセーバー、警備員に声をかけていただくというようなお願いもしていきたいと思っております。この条例が4月から施行するということではありますが、議員がご心配のとおり、知らずにこのような禁止行為をされるという方もおられるかもわかりませんので、その辺はホームページ、また町の広報、そして経済3団体のホームページとリンクして、この情報をきちんと流すことによって禁止行為がゼロになるように頑張っていきたいと思っております。

○議長

2番 西尾君

○2番

楠本議員からご質問ありました点と少し重なるんですが、第8条の指導、勧告等の中で、必要な措置をとるということをございますけれども、具体的にどういうものを考えられているのか。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

この条例については見ていただいたらお分かりかと思いますが、罰金などの罰則というところは設けておりません。来られた海水浴客の方々が楽しく快適に使えるというための条例であり、8条に議員ご指摘のとおり、指導、勧告ということにとどめさせていただいております。特に、禁止行為の中止については、再三再四にわたりこちらのお願いに対して禁止行為をやめない場合については、必要な措置と書いておりますが、もちろん海水浴場のルールを守らないというお客様には浜からの撤退というか、そういうことも視野に入れていきたいと思っております。そういうことのないように徹底した注意、お願いを行い、先ほども申し上げたとおり禁止行為がなくなるように努めたいと考えているところです。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

口頭による注意ということですね。浜からの撤退となりますと、またいろんな衝突が考えられてきますけれども、そこに至るまでに注意を十分に促して、退去をお願いするという範疇でこの措置というのをとらまえてよろしいですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、そのような形での対応というのを心がけていきたいと思えます。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

了承しました。

あと、41ページの参考資料の禁止行為の中で録音再生機器に内蔵されていないスピーカーとありますけれども、今いろんなスピーカーが出ておりますけれども、それ以外のスピーカー。例えば、Bluetoothを使ってスマートフォンからスピーカー、アンプに飛ばすというのも非常に手ごろでコンパクトなものもあります。こういうのがこれからどんどん普及してくると思います。これは録音機能が入ってないです。しかし、小さくコンパクトですけども、アンプ量は大きいですから、かなりの音量が出ます。こういうのも取り締まるという考え方でしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のようなことも課内で協議したところであります。現在ここに書いている禁止行為についてはそのようなものを対象にするのではなく、昨年夏の海水浴場でもありました結構大きなスピーカー、アンプを外付けで持ってきており、スマートフォンや個人的に趣味で楽しむものについては特に今回禁止ということは考えておりません。ただ、今後スマートフォンから外付けのスピーカー、アンプということができ、かなりの大きな音を流せるようなものであれば禁止行為としてきちんとした対応をしなければならないと考えているところです。

○議 長



2番 西尾君

○2 番

一応、表現していますから注意していかないと、録音機能が内蔵されていないスピーカーがたくさんございますので、その辺の判断基準は実施段階で十分注意を促すということは私は必要だと思いますので、その辺十分に注意をして行っていただきたい。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

禁止行為、個人的な感情ですけども、白良浜は寂しいなど。夏の真っ盛り、7月1日から8月の末までに、これは5時といたらまだ日が高いですね。日の高いときに徹底して海辺から追い出す。それがなんとも言えん私には寂しい光景に見えるんですよ。やっぱり6時、7時まで明るいので、だから6時くらいまではという感じはするんです。それと、泳いでる方、観光に来られている方、浜だけではないんですね。権現崎とか先のほうに行くと、ブイの外で泳がれる場合もあるし、そういう方々、どうかなという気がするんですよ。我々小さい頃は日が沈むまで白良浜で泳いでいたんです。そういう状況で、ライフセーバー、監視員がない、責任が白浜町に及ぶということになるからこういうことを考えておられると思うんですけども、観光客、また地元の人。観光客だけでないんで、地元の人も子どもを連れて泳ぎに来ることもある。その辺のところはものすごく寂しくうつるんですけど、その辺どうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

古久保議員よりご質問をいただきました。たしかに今までは遊泳時間というのは特に設けておりませんでした。今は午後6時、午後7時まで明るいという例を出していただきましたが、真夏であれば周辺の駐車場が午前4時、5時から開きますから、午前9時までの海水浴を楽しむお客様というのも多数おられます。そこについても警備員、ライフセーバーをこちらとしては配備できていなかったという、万が一、事故が起こった場合の責任ということを考えれば、皆様方に楽しんでいただきたいということは十分わかるんですが、事故が起こって、この事故が全国的に発信されてしまいますと、せっかくの観光地、特に白良浜海水浴場のイメージダウンにもなるということも考えました。それらを含めまして、遊泳時間をこのような形で決めさせていただき、もちろんこれ以外で泳がれるお客さんは多数おられると思います。そのときは監視員、警備員がない、また条例で9時から5時までと決めているから、それ以外で勝手に泳いだという対応をもちろんするつもりもありませんが、一定の時間を設けさせていただくことにより、事故も減少するでしょうし、行政としても対応しやすいということになりますので、この時間についてはご理解をいただきたいと考えます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

全員協議会のときに少し質問をさせていただいた中で、今の41ページの参考資料です。上記行為についての公共性又は公益性の高い行事等を行う場合であって、町長が特に認める

場合はこの限りでないということですね。それはわかるんですけども、その場合に、違法行為を今までにした方がいらっしゃるからこういう格好で出てきていると思うんですけども、町長が特に定めることを知らしめることと、こうなったことについて利用される方へのPRとか宣伝、周知することはどのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

これらについても議員ご指摘のとおり、こういう文言を入れさせていただきながらなんですが、特に公共性又は公益性の高い行事というのが、臨海浦、江津良、椿の海水浴場ではイベントが開かれるわけではありませんので、白良浜を考えているところです。そして、白良浜の中ではコンサートを行ったり、また露店商が2度ばかり出る花火大会等もありますので、これらはきちんと条例の中でも大丈夫ということをおたっておきたいと考えておりますし、また町に限らず経済3団体が共催で大きなイベント等を行うこともありますので、それらへの対応という内容にさせていただきます。ただ、ほかの方々にはこれもきちんとホームページやいろんなところで啓発作業を行わないと、なかなか意味を理解していただけないと思いますので、そこはしっかりと啓発に努めたいと考えます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

（12）日程第12 議案第16号 白浜町古賀浦地区地区計画及び千畳敷三段地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第16号 白浜町古賀浦地区地区計画及び千畳敷三段地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

参考資料45ページ、建ぺい率、容積率、高さの制限ということでございます。高さについて15メートルが20メートルになるということになりますと、1階分、あるいは2階分がかさ上げをされていくわけでありまして。最高の計算によると、60メートルが限度だということなんですけれども、これからこうしたことがたびたび緩和がおこってくると、それぞれの地域の中で違和感があるのかなと思うわけです。将来のことについてここで云々するということでありませぬけれども、やはり一定の風致地区についての歯止めというのがあると思うんです。以前、海洋あるいは河川のBOD、CODと申しますか、規制についても合併浄化槽を導入するときかなり町独自のそうした指針があったように、今もあると思うんですけれども、そうした意味で、こうした緩和について、慎重にいなあかんと思うんですけれども、そうした建設の担当の考え方と申しますか、今後の考え方。こうしたんだよということも含めて、今後どういうふうに白浜町の風致地区なりの自然をどう守っていくか。あまりどんどん雨後のたけのこみたいに緩和したから、どんどん建っていくということになしに、そうした点についての町の考え方、担当課の考え方等についてお尋ねしたいと思っております。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

ただいま廣畑議員からございましたように、何でもかんでも緩和していくということは建設課としては当然考えておりませぬし、まず45ページの中段にもあるんですけれども、良好な景観形成というのが必要と考えております。ですので、これ以上緩和していくというのは今のところ考えておりませぬし、今回地区計画ということで古賀浦地区と千畳敷三段地区ということで限定されている区域でございますし、そういったところで今後につきましては、いろんな経済情勢とかいろんなところが出てきて、住民からとかいろんな声が出てくるかもわかりませぬけれども、何でもかんでも緩和していくということは建設課としては考えていないところでございます。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

担当課長からのお話です。そのことについて町長自身の考え方について、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、建設課長が申し上げたとおりでございますけれども、規制と緩和の部分、非常に難しいところがあるんですけれども、今までの白浜町の場合は規制ということがかなりの部分で厳格にされていた部分がありますし、今後もその辺は厳しくやる必要があると思っております。ただ、その中でできる範囲での緩和と申しますか、この規制をいかにして緩和していくかということもありますし、そういう要望もありますので、そこはケース・バイ・ケースですけれども、今後はバランスと申しますか中身を考えながら、実態に応じた規制と緩和の部分は先ほど申し上げました景観の保全ということもありますし、これからどういう状況になってくるかわかりませぬけれども、白浜町の場合は自然とかそういったものもございませぬし、風致

地区の部分もございます。いろんな公園もございまして、その辺りのバランスを考えながら慎重に検討していきたいと思っています。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

三段地区が入っています。ということは、建ぺい率の変更について、今回の宿泊施設の誘致ですね。それに関連してある程度これは変更されるんですか。そうでなしにということなのか。関連があるのかなと私は思ってるんですけども、その辺どうですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今、古久保議員がおっしゃられました三段地区に計画ございますホテルとは関係ございません。そのホテルにつきましては、反対に静観といいますか静かなところでということをお願いしておりますので、今回の見直しとは直接の関係はございません。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

これを認めることによっては、あの場所においても一応高い建物が建てられるわけですね。だから、そういうところがこれからもし出てきたときに、あの場所にも計画としてこういう変更された場合、高い建物ができたときに、前に風致地区があり、国立公園がありという中で、松の木が切れんという中で、それも変更されるだろうと思うけども、そういうことができないということになれば、建物を高くしなければならない。オーシャンビューと昨日もでていましたけれども、景色が見えないというところにこういう事前の対応をされたのかなと思ったんですけども、それではないんですね。その心配はないんですね。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今回の地区計画の区域には先ほど言われていた三段でも旧ハマブランカの前あたりになってくるかと思うんですが、その区域は含まれておりません。ですので、そういったことはないと思います。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

認識不足の質問でもあるんですけども、これは高さの制限だけをおっしゃってるわけですよ。風致地区の高さの制限について緩和されたということですね。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

高さの緩和だけでなく、建ぺい率、容積率の緩和もございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

景観という話からしたら、外観の色的なものは記載ないんですけども、それは今回の場合は、建ぺい率と高さの制限だけで、それは以前と変わらないということで進めていくと解釈したらよろしいんですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

そのとおりで、建ぺい率、容積率、高さというところが主でございまして、色等についての規制については以前と変わらないということです。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

ここに理由として、緑地を保全し、良好な景観形成と書いております。緑地を保全することがここでは景観形成だと読み取れるわけです。そういう理由でやられたんかなと思うんですけども、その1点確認。

それと、町長がそのあとで景観の保全、景観とはなんなという考え方があるんですね。紀勢本線に乗ると、印南あたりは海がものすごく見えて景観がいいんです。ところが、ちょっと木が生えてあったり、その辺もうちょっと刈ってくれたらいいのになど私は思うんですけども、刈ることも景観の保全でないかなと思います。相反することなんですね。緑地を刈るということ、景観を保全するために緑地を刈るということと、ここでは緑地を保全して良好な環境改善をするんだという相反するところがあるのですけども、町長のお考えの景観の保全というあたりのところはどのあたりまで。どちらの方向と、ケース・バイ・ケースによるんだろうけれども、その辺どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

景観の保全というのは今議員がおっしゃるように両方あると思います。緑地を保全するというか、例えば森の中のホテルというのであれば緑地を守らないといけませんから、むやみやたらに切れませんね。海を景観と、これはある程度オーシャンビューを意識したホテルが仮にコンセプトとしてできるのであれば、ある程度不要な木とかについては伐採しないといかんと思いますし、その辺はそのときにどういうものがどこにできるかによって変わってくるんですけども、ですから、両方、緑地の保全というのは今回もちろん重要な要素でございますので、そこは保全することが大事なので、あとプラス良好な景観形成ということで、私は景観の保全というのは海が見えるか見えないか、そういったこともこれからおそらくどういう企業がどういうところに何をつくるかによってずいぶん変わってくると思いますので、その辺は適宜判断しながら、自然をまずは守るというと。守ると同時にどういうものができるかによって、かなり大きく変わってきますので、私は今回のヒラマツさんの進出によりまして、今はあそこのところでおそらく景観を損ねないような、木の中にあるようなコンセプトのホテルと同時に海が見える。その両方を満足させないといけないと思っています。で

すから、三段の商店街の方々からもいろんなご意見をいただいているので、あそこはかなり風の強いところでございますので、商店街の左隣といいますか、道の反対側にある木は伐採しないでくれといわれておりますし、それはそのとおりでございますので、その辺は今回進出していただけるホテルにもお伝えしております。その辺が微妙なところでございますけれども、そこは慎重に丁寧に判断をしていきたいなと思っています。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

緑地の保全ということで、すべての土地を造成するということではなくて、例えば芝をはるとかそういったことも緑地の保全ということで考えているところでございます。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

規制を緩和するという、建ぺい率、容積率、高さ制限を緩和するというは、これは都市計画審議会かなにかに諮問をし、答申をもらってあると思うんですけども、これ諮問を出したのはいつで、答申をいただいたのはいつかお答えいただきたいんですけども。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今回の条例改正につきましては、去る2月14日開催の全員協議会でもご説明を申し上げましたけれども、今回4カ所の都市計画変更を予定しておりまして、そのうちの2つについて、この地区計画にかかるものでございます。今年度3回の都市計画審議会を開催しておりまして、3月3日に開催した都市計画審議会のほうで今回の計画については異議なしというご意見をいただいているところでございます。

それから、事前に今回の計画変更につきましては、県の担当部局とも協議しておりまして、2月6日付けで今回の変更については異存がないというご意見をいただいているところでございます。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

今、ご答弁いただいた中で、答申をいただいたのは3月3日でしたか。この議案というのは3月1日に出ていると思うんですけども、答申の出る前にもう決まっている。そういう一面があると思うんです。そして、審議会というのが形骸化していると受け取られても仕方ないんじゃないですか。課長は3月3日とおっしゃったでしょう。この議案書は3月1日に出ているんです。今日10日、審議している。この審議会のあり方、とらえ方、答申が出る前に議案を上げているわけや。この辺どうなんですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

都市計画審議会のほうでも議会のご意見も伺いたいということがございました。それで事

前に2月14日に全員協議会を開催いただきましてご説明を申し上げたところでございます。その際にも特段異議があるということがなかったように思いますので、今回議案として上程させていただいたところでございます。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

答申が出る前に議案を出したということを言っているんですよ。普通だったら3月3日でなしに2月の何日かに答申が来て、そして3月1日に議案が上がったというのであれば私は理解できるんです。しかし、上げる日にちが答申の前に上げているわけ。それはいかがなものですかと。都市計画審議会というところに諮問をして緩和することはどうなんですかと。それを今年になって3回開いたんですか。その答申が3月3日に来た。答申が来る前に出したということは、審議会を軽視している。形骸化しているということや。この出す時期というのがひとつ問題あるのではないですかと。答申の内容がどうか1日の時点ではわからないのです。3日に最終の審議会をやっている。議案の出す時期か答申をいただくのを2月中にしていたほうがよかったのではないですかと。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 11時11分 再開 11時12分)

○議 長

再開します。

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

先ほども申し上げましたように、3回の都市計画審議会を開催いただきまして、最終の3月3日の都市計画審議会の中で答申をいただいております。丸本議員がおっしゃることもわかるんですが、それまで2回の都市計画審議会の中で、議会のご意見も伺いたいということもありました。それで、その2回の審議会につきましても、特に説明する中でだめだというご意見はなかったこともありまして、2月14日の全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。ですので、もちろん3月3日の答申がまるっきり反対される、通らないという状況でありましたら、私どもも議会への上程はするべきでないということではなかったと思いますが、流れとしてそういう経過でございましたので上程させていただいたところでございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

2月14日の全員協議会の資料を今探したんですけども、長期総合計画との関連性についてお伺いしたいと思うんです。参考資料の土地利用規制の見直しの背景の中で、白浜町のまち・ひと・しごと創生総合戦略プランの抜粋が載っています。その中において、この資料の中でも、規制緩和をしていくためには20ページの宿泊施設の整備に着目した容積率の緩和をしていくべきであると参考資料にもあるわけなんです。その時点で私も全員協議会の中で長期総合計画との整合性について私は検証するという頭もなかったんですけども、その点に

ついてちょっとお願いしたい。

それと、その資料の25ページの風致地区も白浜町としてこの議題の中では阪田の種苗センターの部分とか古賀浦の部分、土地利用規制の見直しの検討に関しての部分、ちょっとわかりにくいんですけども、この図面が付いています。そうした中で、風致地区については私だけかもわからんけども、白浜町の半島の中において、堅田のとれとれの部分も都市計画審議会の中でも緩和されました。そうした中において、半島としての風致地区にどこらがかかるのかということが今後必要であると我々も理解しておかんらん部分があるのと違うかなと思うんです。都市計画審議会には議会からも2人の議員が出ておりますので、その部分については都市計画の答申の中で意見が出らなんだという話も聞いておりますので、あるなしに関わらず、都市計画審議会の審議内容についても全員協議会の中でご説明いただいたらと思います。2点についてお伺いします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

まず、今回の見直しにつきましては、全員協議会の資料の中でもご説明申し上げましたが、高速道路の開通もございまして、それから、一番のもとになります、上位計画でございまして和歌山県の都市計画マスタープランが平成27年5月に改訂をされてございます。そういったこともあわせて今回見直した経過がございました。それから、当町の基幹産業である宿泊施設とかそういったことが今耐震等で改修等計画されているところもありまして、実際やっているところもございまして、そういったところがございまして、旅館組合のほうからもそういったことがスムーズにできるような方策をというご要望もございました。そういった中で、今回こういった見直しを行っているところでございます。

それから、風致地区につきましては、今ちょっとすべての場所は把握してないのですが、先ほど議員もおっしゃられましたように堅田の大池地区も風致地区にかかっています。風致地区、それから自然公園なんかもそうなんです、やはり守っていかねばならないところは重々把握しておりますし、そういった方向ですべて緩和していくということは考えていないところでございます。

先ほど都市計画審議会の状況といいますか、そういうことも全員協議会等の場で報告してほしいということでございました。その点につきましては、今後そういったことを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いします。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

課長の説明でよくわかったんですけども、都市計画マスタープランもそうなんやけども、長期総合計画とのリンクとか、そういう部分については、マスタープランに基づいた長期総合計画を立てていると思うんですけども、そこらのリンクについては齟齬がないかとお聞きしたんですけども。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）



まち・ひと・しごとのプランの関係と長期総合計画とはまた違う部分があります。白浜町の場合、当然観光課でつくられた観光のビジョンもありますし、いろんな個別の計画があります。長期総合計画というのは議員も十分ご承知なんですけども、今までは議会議決をいただいて町全体の将来像を担っていくという根幹的な計画であったと思います。現在はその部分を見直すべく、取り組んでいるところをごさいます、少し遅れているという点はあるんですけども、このマスタープラン、今回つくりましたまち・ひと・しごとのプラン、また観光ビジョン、農林水産の部分もありましようから、そういうものを複合的にすべて調査して、整合性のとれる形で新たな長期総合計画をつくるように現在取り組んでいるところをごさいますので、その辺の整合性というのは多種多様にわたっておりますので、少し時間がかかりますけれども、こちらとこちらがまったく違うような計画になっているということはないようにしていきたい思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 11時21分 再開 11時29分)

○議 長

再開します。

---

### (13) 日程第13 議案第17号 平成28年度白浜町一般会計補正予算(第6号) 議定 について

○議 長

日程第13 議案第17号 平成28年度白浜町一般会計補正予算(第6号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 古久保君

○3 番

16ページ、農地費の中の三共揚水機場改修工事費5,100万円載っています。この金額についてはどうってことないんですけども、参考資料に図面が載っていますね。これ平面

図がないから平面図が左のほうに出ているのですけども、赤い鋳鉄と水槽が載っています。その上側にサス100とサス80ということで、ステンレスのパイプが配管で載っています。水槽の中にSGP200というのがあって、これは鉄管ですね。鋳鉄管でいって中で鉄が入っている。その上にサス使っているという形で、この鉄管をサスに替えることはせっかくするんだから、その辺の予算的なものはなかったのか。これはどうしてもGPでやらなければいけないものなのか、その辺はどうですか。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

海水をくみ上げるわけではございませんから、とりあえずは鉄管でいけるのかなと思ってございます。あと、当然ステンレスとかいいものにすればということもあるんですが、予算的に地元の負担金とかも伴ってまいりますので、少しでも低い金額でということ最低限の鉄というふうにさせていただいております。

○議 長  
3番 古久保君

○3 番

説明でわかりますが、上のステンレスというのはなにですか。鋳鉄の上に薄くステンレス出ています。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これにつきましては既設のものでございます。

○議 長  
3番 古久保君

○3 番

ということは既設のパイプがステンレスであって、もうこれを使わないと。それで今度新しく水中ポンプを据えて、鋳鉄管で配管するとこのステンレスのパイプというのはそのまま使えないんですか。サイズのにも細いから。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これはもう元の部分は使わずにこちらに新しく替えるということです。

○議 長  
3番 古久保君

○3 番

元のものを使わないということはわかるんですけども、せっかくステンレスが入っているのにこれを使わないと。それをそのまま既設のパイプとして置いておくわけですか。新しく鋳鉄管で配管して、サイズが違うからということでもいいんですか。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これにつきましては、口径も違いまして、それで給水量なり何なりを計算する中で、揚水量1分あたり5.81立米ということも計算してございます。それで、それに見合うものとなりましたら、もう少し太いものということになってまいりますので、この太いものを新しく設置させていただくということです。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

その説明はわかるんやけども、ステンレスのサイズで100で配管しているやつを今まで使っていて、容量的にこれでいけていたと。ポンプはどういうのが座っていたかわかりませんが、今回新しくポンプの容量も増やして、パイプも太くなったということで、今までパイプの容量が全然足らなかったのか。この100のパイプでいけなかったのかどうか。もしいけているんだとしたら、このパイプはえらい無駄なパイプだなという形になるんやけども、その辺のところはどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

もともとの部分がどれだけのものをあげてあってというところが分析できていないんです。ずっと昔につくったものでございますので、その型とかそういったものもありますでしょうし、一旦上にあげて、水を貯める時間とかいろんなそういったものがあるかと思うんですが、今回新しく据えるによっては、矢田地区、安宅地区、塩野地区の3つの地区で三共ということになるんですけども、それぞれのところで使う水量等々を計算しまして、このような口径を選択させていただいてございます。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

説明はわかるんやけど、三共、今、説明を聞いて私も初めてわかったんやけども、容量的に既設の設備で古くなったから替えるんやけども、当初の設備の容量でまかなえなかったのか。このパイプが使えなかったのか。このパイプを使って今まではできてたわけやから、ステンレスのパイプというのはそんなに使えないほど古くならないんですよ。だから、その辺のところを利用できなかったのか。100から200と口径が倍になったパイプ、容量的に本当にもう賄えなかったのか、今まで辛抱してたのかというところの旧と新しいところの容量的なところが資料としてあれば。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 11時36分 再開 11時37分)

○議 長

再開します。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私も認識がよくできていなくて説明がきちんとできていないと思います。

先ほどから言われた100ミリのものについては今回やり替えるものではなく、今回やり替えるより以前に底に残っているものです。今回は赤で入っているところの200のものを取り替えて新しくやり替えるのという工事です。

容量的には同じくらいの水量のものがあげられるということです。変更なしと。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

このステンレスのパイプというのは前の前からここにあったと。今現在は何で配管しているかということは。なぜ私がこだわっているかというのはステンレスを使っているから、SGPで鉄であれば新しくするというのはわかる。ステンレスを使っているからそこら辺はどうかと聞いているんです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ちょっと確認させていただきます。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 11時39分 再開 11時40分)

○議 長

再開します。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この部分につきましては、元の部分も鉄です。取り替え前のも鉄です。現況は鉄です。上の100ミリの部分はステンレスということなんですけども、これは当時やはり容量が足りないとかいうことで、この200の同じ鉄のものですい上げているということです。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

この100については前の前で、今の古いのは200で鉄であるということですね。そしてたらなんでサスを入れるの。こんなの関係ないのちがうの。入っているのが紛らわしい。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺の図面の表示につきましては、以後気をつけさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議 長

今後、気をつけてください。

13番 楠本君

○13 番

この部分については議会でもいつだったかわかりませんが現地を確認してまいりました。それは塩害の部分で安宅橋の下ですでに海の魚が泳いでいたということもあって、この中でも何人かの方が現地確認していると思います。そういう中で、塩野まで田畑まで送っているということもあって、私は工事箇所の図面の47ページですけども、安宅橋からその上の現施設のところにやり替えるということにおいては、塩害の危険性はないんですか。やはり上流にもっと持っていっても一緒なんですか。いまだに聞くと、長湊のところまで魚が来ているとうわさも聞くんです。全体的に海水が日置川を上がってきているという実情の中で、現施設の設置場所にステンレスでやったとしても、また他の機器に塩害の影響が出てくるのところがどうかという危惧をするわけなんです。従いまして、金額的には地元負担金もあると聞いておりますので、5,121万9,000円の予算に対して細密な塩害の調査というか、そういう部分も十分考えた上での予算計上であるのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これから先どこまで塩害がどんどん上がってくるかというところまでは予想していないんです。この設置にあたりましては、当然地元の水利組合ともお話をしながらやってございます。塩害等があるのであったら、当然そういったものを考慮して、もう少し上にするとかいふようなことがあると思いますので、現状の分ではそういった問題はないと考えてございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

今既設のものが鉄管で塩害で腐食して支障をきたしているわけなんでしょう。ということはステンレスにしたらもうすべて腐食の解消はするのかといたら、塩分を含んでいるというのは周辺機器にも影響があると私は思うんですよ。そこらどうですか。そういう工法的なことを含めて、この設置場所についてはもちろん地元負担もあるけども、大きな金額が要ります。水利組合の了解もいただいていると聞くんやけども、そこらどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

塩害というよりは老朽化でやり替えるという認識で考えてございます。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

今の答弁は少し認識不足だと思います。

確かに今楠本議員がご指摘されたことが今回三共組合からも長年にわたって塩害の関係で早急に工事をなんとかやっていただきたいというのが主たる目的だったと私は感じています。塩野のほうでも一部田畑に塩水が入って、稲枯れがしたという事象も起こっております。従って、安宅、塩野、地元の皆さんはその取水地を少し変えていただけるか、なおかつ、塩分の検知器、今アラームが付いていると思いますけれども、潮が高くなってきましたと塩分が入

ってくると。潮が引けば当然推移も下がりますから、少しその辺で調整しているという話も伺っております。そこらは認識をあわせて今回のこの工事、予算をせっかく付けていただいたんですから、そういう心配のないような工法、あるいは位置について十分検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

大変私の認識不足で申し訳ないです。

今回の部分につきましては、塩害の部分の感知器というのを付けてございまして、停止するようになってございます。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

塩分濃度はそこで感知されるんです。ということは、塩分濃度が検出される位置にあると。今楠本議員が指摘されるように、この場所でそういう心配がないのかという話をされているわけですから、塩分濃度の検知器を付けずに大丈夫だという位置を模索してはどうかという話までいくわけです。検知器を付けたら大丈夫だということで、その位置を特定してこの工事にかかっていくのか、もう少し危険性を少しでもなくしていく、なおかつその上に塩分検知器をつけたような設備をしていくなら二重、三重に対応されているとよくわかりますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今はそういったことでこの場所に考えてございしますが、その辺も地元ともう一度話をさせていただいてやりたいと思います。ただ、水利権の関係で移設がちょっと難しいということもあったりしまして、その辺も含めて地元と再度お話をさせていただいて、最終的な場所を決めてまいりたいと思います。

○議 長

2番 西尾君

○2 番

いずれにしても地元の方が一番ご存知なので、地元の要望を十分踏まえて利用者が納得いくような状況の中で、工事については配慮していただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

今の西尾議員の質問で思い出したんですけれども、塩害が塩野地区であったということから、くみ入れの時期を考えなあかんちがうかと、苦肉の策ということでやっていた記憶があるんです。満潮になったら潮が来るもんですからポンプから揚水するというか、水をくみ上げるときには塩水が入るから、あかんから、干潮のときにくみ上げたらどうなという苦肉の策で

きているからと記憶しているんです。そういうことからさびているということですし、現に塩水がいっぱいあるということですから、先ほどの答弁の中で設置場所については水利権の問題がある云々ということがあるんでしょうけども、その辺をもう一度これだけの金額を出してしていただけるのであったら考えていただけたらと思います。

それと、この図面からしたら、平穩時ならそれでいいと思うんですけど、日置川がダムの放流によってかなり洪水時がありまして、ダムによる洪水で被害に遭わなくてもかなりの流量があるわけです。流速もあるわけです。それに伴って障害物、今までは個々に流れてなかったんですけども、石なり、流木なりがここに衝突するというのも多々考えられると思うんです。そうした場合に、この設計図から見た場合に、それに対する保護的なものがないので、この場所にするにしてもその辺の対応はどうかということを感じたものですので質問します。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そういったガード的なものというのが必要であるかないかも地元のほうともう一度相談させていただいて、今までこの施設がこれで壊れずにきているということもございますので、その辺ももう一度分析をさせていただきたいと思います。

○議 長

11番 南君

○11 番

14ページをお願いします。節区分の12、13、25です。役務費の手数料というのはどういう手数料なのか。それと、委託料はJTBさんだけというか、そう受け取ってよろしいんですか。それと、積立金は多分白浜町で自由に使えるものだと思うんですけども、この積立金というのは何年先でなしに次年度というか、今年いただいたら来年使えるという積立金と理解してよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ふるさと納税の関係になります。先般の臨時議会でも補正をさせていただいた中で、補正後すぐに大きな寄附をいただきまして、また3月議会でも補正をさせていただく状況でございます。見込み自体が少し甘い部分があったのかなと思うのですが、歴年の経過と1月の寄附状況を見まして、2月で補正をさせていただいたんですが、やはり2月、3月という状況で寄附が増えているという状況が見込めましたので補正をさせていただいてございます。

委託料につきましては、外注にかかる取扱の委託料でございまして、積立金につきましては、この入にかかる部分の町への収入ということで積立させていただく分になります。ふるさと納税の寄附にかかります町への収入となる部分につきましては、積立金に積み立てるということですのでさせていただいてございます。そしたら、その積立金はどの段階で反映をかけていくのかということになってきます。まずは、積立金のほうに積立させていただきまして、当然当初予算のほうにある程度反映をしておりますけども、予算を組む時期が12月頃になってきますから、1月、2月、3月部分は反映をかけれないという状況になりますけれども、

当初予算の中で反映している部分をご説明できると思うんですが、時期を見ながら積み立てていくと。それを取り崩していくということになってきます。議員ご承知のように、今年の11月から特にふるさと応援寄附金のほうが大きくなってきてございますので、少し1年間くらい様子を見させていただかないと収入でございますので、これを膨らして予算計上をしますと財政にもものすごく影響しますから、少しくつく見込んでおるところでございます。これが1年を通した段階においてある程度見込めることとなりますし、南議員から昨日ご指摘ありましたように、全国的な規制と申しますか、そういう動きも出てくる可能性もありますので、そういう状況を見ながら取り崩していきたいと思っております。ただ、当然寄附者の方々からいただいた部分については早急に対応できるようにこれを積んでいってということではなくて、できる限りご希望に応じた形のところに取り崩して運営していきたいと思っております。これがもっとももっと大きな寄附になってきますと、それはその時点が考えさせていただきましても、今の状況でありましたらこれはすぐに反映をかけていきたいと思っております。

あと、役務費の手数料につきましては、これはクレジットに関する手数料になりますので、ご了承をお願いします。

○議 長

11番 南君

○11 番

委託、JTBが100と受けとってよろしいんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

はい、そうです。委託先はJTBさんになりますので、この分はJTBという形になります。

○議 長

11番 南君

○11 番

一般質問したんですけれども、その中にハワイ旅行というのがあったんですけれども、ちょっと資料をいただいたら最高金額の500万円というのが2件あったらしいんです。その500万円ということは250万円が返礼で使えると思っているんですけれども、これはどういう内容なんですか。飛行機だけでなしに宿泊もそうだろうけれども、人数とか、例えば、飛行機だったら高額になってきたらファーストクラスになるのか。ちょっと内容を教えていただきたいんですけれども。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

この高額部分については、私も団体で行く部分とか、JTBさんのほうでパッケージを組んでいただいておりますので、ご答弁のほうは少しお時間をいただいて、どういう細かな部分があるのかご答弁させていただきますけれども、お一人の方で寄附された方にハワイにいらっしゃる場合に500万円相当のパッケージがあるということでございます。中身につい



てはのちほどご答弁させていただきたいと思います。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

関連しますけども、寄附される方の目的、こういうことに使ってくださいという申し入れがある場合の取扱はどうされているんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ふるさと納税の関係につきまして大きくなってきたのは今年度ですので、次年度、29年度予算に反映かけていくこととなります。これにつきましては予算審査特別委員会のほうでふるさと納税が次年度にどういうふうに組み入れられるかという部分についてはご説明させていただきたいと思います。当然、それぞれが目的を持たれて寄附していただいておりますので、その目的に応じて取り崩しますし、あと町長にお任せいただくような政策の部分もありますので、そういう部分は町長とのヒアリングの中でいろんなところに反映かけさせていただいているのが現状でございます。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

15ページの児童措置費、児童手当。補正額で減額1,300万円とかなり大きな数字だと思って見ていたんですけども、これについてちょっと説明していただけたらなと思うんですが。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

児童手当の件についてご質問いただきました。これは当初の予定人数というのが出るわけなんですけれども、精算に伴うものでございまして、一番上の被用者児童手当の支払いの部分につきましては、当初の人数3,040人の予定が精算に伴って、2,859人分となっております。二段目の非被用者の児童手当の分につきましては、当初6,000人が5,324人分と減額になってございます。これはいずれも2月期の精算に伴うものでございます。二段目の非被用者の分が今6,000人と申し上げましたが、8,120人でございます。それが7,274人になってございます。今のが非被用者の分でございます。あと、ちょっとお時間いただいてご報告させていただきます。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

人数が減ったということですね。国からの内容が変更になったとかいうことではないということですね。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番外（住民保健課長）

2月の精算に伴って人数が減った分でございます。金額等の変更はございません。

○議長

5番 丸本君

○5番

16ページの先ほどからの三共水利組合さんの改修工事費5,121万円。日置川というのは皆さんご存知のように管理者が和歌山県であると思えますけれども、日置川に町がいろんな設置した構造物があると思うんです。これもその1つだと思いますけれども、構造物をつくる時に県の許可が必要になってくると思えますけれども、川筋に県の許可を得ていないものがいくつかあると聞いているんですけども、この改修するポンプの施設は県の許可を得ているんですか。

○議長

暫時休憩します。

（休憩 12時03分 再開 12時04分）

○議長

再開します。

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

丸本議員ご承知のことだと思うんですけども、今設置している部分については許可書というのは確認はできておりません。ただ、日置川に設置するときには当然協議はしておると思うんですけども、新たに今回の工事の関係でそれについては河川管理者と十分協議しているということで予算査定の中でお聞きしてございます。

○議長

5番 丸本君

○5番

今回については許可を得ているけども、前のはちょっとわからんということですか。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

予算査定で担当からお聞きしたところでは、そのように聞いてございます。許可を得ているのか得ていないのかはわからないので、得ていないということではなくて、許可を得ているという確認がとれていないというふうに聞いてございますが、そういう部分を今度やり替えるときにはきっちりしなさいよということで、いただいているんだという確認はとっておりますので、河川管理者と十分協議ができているということの確認はいただいております。

○議長

8番 三倉君

○8番

16ページ、17ページ、18ページの中で、予算額は変わらないんですけども、財源の更正ということで出ております。その中で一般財源からほとんどが地方債、多分町債になるんでしょうけども、町債のほうに変わる中で、町債の借入金につきまして前にも質問してい

るんですけども、5パーセント以内とするとあるわけです。ものすごく抽象的なんですけども、実際はもっと少ないんでしょうけども、その辺について、起債は5パーセント以内で別にいいんですけども、実際どれくらいの金額の中で借入れをしているのかということについてお尋ねしたい。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

お時間をいただいております。お答えさせていただきたいと思います。

以内は以内ですけども、今の利率ですね。今の利率が手元にございませんで、のちほどお時間をいただきましてご答弁させていただきたいと思います。

○議 長

10番 岡谷君

○10番

17ページの消防費、そして教育費について若干内容をお聞きしたいと思います。

消防費日の職員手当、時間外勤務手当40万円。そして教育費の同じく区分3の時間外勤務手当30万円の内容について説明を願えますか。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番外（消防長）

時間外手当につきましては出動手当の増加等に伴いまして、一旦勤務の職員が全員出勤した場合に、休暇の職員等を招集しなければ次の事案に対応できないということが多々ございます。そういう出動事案の増加、あるいは最近海上保安庁との合同訓練等も増えてきてございます。そういう場合、休暇の職員等が訓練に参加するということになっております。そういう対応時間に対しての時間外手当がどうしても増えてきているということでございます。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

教育委員会につきましては平成28年度については白浜第一小学校の建築であるとか西富田第二学童保育所の建築、それから白浜学童保育所の実施設計等々大型事業が非常に多かったということで、若干職員に負担がかかった部分がございます、その部分の補正でございます。

○議 長

10番 岡谷君

○10番

よくわかりました。

消防費の時間外手当でございますが、やはり本年度は事案の部分、要するに出勤、安全という部分で出勤をして、教育を受けたということでございますか。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番外（消防長）

はい、そのとおりでございます。

そのほかにも通常勤務をしておりまして、夜間の例えば仮眠時間に出動指令が流れた場合、仮眠時間の隊員も救急出動等しなくてはならない場合もございます。ですので、一概には出動ばかりではないんですが、通常勤務の場合も時間外手当の対象となる時間帯の出動もございます。

○議 長  
3番 古久保君

○3 番

17ページの教育費で電気料150万円となっています。この内容もお聞きしたいんですけども、これは白浜町全体の小学校なのか。それと、こういう予算は補正でなければできないのか。当初予算できちんとした管理費を算定できないものなのか。その辺お聞きします。

○議 長  
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

まず、この予算については28年度は白浜、日置川地域の11校のすべての小学校の電気代でございます。それから、平成26年度以降同じ当初予算額1,772万2,000円をこれまでも当初予算で計上しておったんですけども、実際は2,000万円近くの電気代がかかるというのが現実でございます。それについては、昨年までは流用でなんとか対応できておったんですけども、今年度につきましては流用する科目もなかったということで、どうしても補正に頼らざるを得ないという形で補正させていただいたものです。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

答弁漏れの部分についてです。

まず、三倉議員からご指摘の金利の関係ですけれども、5パーセント以内となっておりますけれども、いろいろ年数とか据え置き期間によって違うんですが、現状ではだいたい0.01から0.07パーセントということで、たいいていの借り入れに関しまして、主に0.01のパーセントでの借り入れをおこなっているということです。

あと、南議員からございましたハワイの分でございます。100万円の寄附に対しましては、3泊5日、2名様1室ということで、飛行機の指定がなしでホテルのランクが決まっているということでございます。これは2名様コースです。200万円の寄附をいただきますと、同じような感じで4名様、2名1室となります。これは500万円の寄附をいただきますと、コースが違ってきまして、2名様1室ですけれども、ビジネスクラスになります。その違いがございました。

○議 長  
2番 西尾君

○2 番

先ほど教育委員会の予算の組み方なんですけども、電気代等々についてはこれはタイムリーに支払いを求められることでございますので、こういう予算の出し方でいいのかどうか。理由は当然なんですけども、専決もあり得るし、一定の予算そのものを皆さんで検討していただくし

かいいと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議 長  
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

西尾議員がおっしゃるように、当初予算できちんと組むのが理想であろうかと思うんですが、どこの課も需用費であるとか物件費等々については、当初予算を組む関係でちよつとずつ減額されるというのが現実でございまして、そうしないと当初予算がなかなか組めないという部分もあるのかなと考えてございます。それで、おっしゃるように、流用等々でやるのはいかかなものかという部分でございすけれども、そこは私も同じような考え方でございすけれども、町全体で見ればそうせざるを得ないのかなと考えているところでございす。

○議 長  
2番 西尾君

○2 番

わかるんですけども、物品の購入とかいろんな契約等々については予算が伴って当然そういう支出の減額、増額の補正というのは伴ってくるんですが、電気代という必要経費で要るお金なんです。それを厳密に補正して補正が通ってから支出を伴うという格好にかたち上はなるんです。そういう予算でそういうものを計上していくやり方が少しまずいんじゃないかと指摘をしているわけです。これは財政当局の考え方が大きく影響してくると思いますけど、その辺、総務課長どうですか。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のとおりです。当初予算査定におきまして、こういう経常経費、特に電気代、水道、光熱費についてはかなりシビアに査定させていただいてございます。

今回の教育委員会の部分につきましても、年度当初の中で必要な部分については措置させていただいたと思っておるんですけども、原課からしますと要求予算が切られたという議論になるんですが、財政当局としましては、過去、例えば3カ年の電気料であったり、どこかで不用額で落としたことがないのか、それが流用されてないのかという実績も勘案しながら、当初は細かく1つずつ教育委員会だけでなく組んでおります。それが利用の状況とか電気料の変化とかということで、今回3月分で不足が生じてきたということで補正をさせていただいておりますので、財政を預かる身としましては、予算規模を極力抑えて不用な部分は使わないという観点でございすので、どうしても年度末になりますとこういう状況が出てきております。ただ、今回補正で対応させていただいた部分がありましたら、全体予算の中の課の予算といいますか、その中でほかにも電気代が足りないという課もたくさん補正予算でございましたが、別の費目から流用をして補填していただくという全体予算を変えずに3月になりますとそういう調整をさせていただいております。

今回の教育委員会の部分については教育施設の電気代は高いものですから、どこか少しの2万円、3万円の不用がある部分を流用してということでは間に合いませんので、補正で対応させていただいたところです。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 12時18分 再開 13時18分)

○議 長

再開します。

---

(14) 日程第14 議案第18号 平成28年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) 議定について

○議 長

日程第14 議案第18号 平成28年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第18号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第19号 平成28年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について

○議 長

日程第15 議案第19号 平成28年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

(16) 日程第16 議案第20号 平成28年度白浜町水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について

○議 長

日程第16 議案第20号 平成28年度白浜町水道事業特別会計補正予算(第2号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第20号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 13時22分 再開 13時29分)

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

休憩中に議会運営委員会でご協議をいただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

当局から1件の追加議案の提出がありましたので、お手元に配布しております。

追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

この後、町当局から追加議案1件について提案理由の説明を受けますが、本日は提案理由の説明にとどめます。

お諮りします。

ただいま当局から提出のありました議案第34号を日程に追加し、追加日程第19として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第34号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

---

(17) 追加日程第19 議案第34号 公有水面の埋立てに対する意見について

○議 長

追加日程第19 議案第34号 公有水面の埋立てに対する意見についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井濶君(登壇)

○番 外(町 長)

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第34号 公有水面の埋立てに対する意見につきましては、和歌山県知事から諮問された公有水面の埋め立てに対する意見について、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、



議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

議案書（P. 64～65）に基づき、説明した。

○議 長

以上で、補足説明が終わりました。

お諮りします。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は3月22日水曜日午前10時に  
開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は3月22日水曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、13時36分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 3 月 10 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員